

令和6年度ちば起業家ビジネスプラン・コンペティション サポーター及びサポーター賞 募集要項

ちば起業家応援事業実行委員会

(目的)

第1条 この要項において、千葉県が令和6年度に実施するちば起業家ビジネスプラン・コンペティション（以下「CHIBA ビジコン 2024」という。）のサポーター及びサポーター賞について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 サポーター及びサポーター賞の募集は、千葉県と協議の上、ちば起業家応援事業の受託者が設置する「ちば起業家応援事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）」が行うものとする。

(サポーター)

第3条 この要項においてサポーターとは、CHIBA ビジコン 2024 の趣旨に賛同する法人やその他団体のことをいう。

(サポーター賞)

第4条 この要項においてサポーター賞とは、CHIBA ビジコン 2024 において、サポーターが賛同するビジネスプランを提案した者に対する表彰及び副賞を提供する行為をいう。なお、サポーターが複数者に対しサポーター賞を選定することは妨げない。

2 前項に規定する副賞の内容は、起業支援につながる商品・サービスとし、サポーターと実行委員会が協議し決定する。

(募集期間)

第5条 サポーターの募集期間は、実行委員会が別に定める。

(サポーターの申込)

第6条 サポーターの申込を行う者は、様式1「CHIBA ビジコン 2024 サポーター申込書」（以下「申込書」という。）を実行委員会に提出するものとする。

2 申込書は、ちば起業家応援事業のホームページからダウンロードし、記入のうえ、実行委員会までメール等にて申し込むものとする。

(サポーターの決定)

第7条 実行委員会は、前条の規定による申込があったときは、次項に規定する審査基準に基づき審査し、その結果を様式2「CHIBA ビジコン 2024 サポーター可否決定通知書」により申込書を提出した者へ通知する。

2 実行委員会は、前条の規定により申込のあったサポーター及びサポーター賞（副賞を含む）が、次の各号のいずれかに該当しないか審査する。

- (1) 法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの
- (4) 政治性、宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張を訴求するもの
- (6) その他、実行委員会が不相当と判断するもの

3 実行委員会は、審査後、サポーターとして適当ではないと判断される事例が生じたときは、第1項の決定を取り消すことができる。

(サポーターに対する特典)

第8条 サポーターには実行委員会から別表の特典が提供される。

(サポーター賞の受賞者の決定)

第9条 サポーターは、実行委員会から CHIBA ビジコン 2024 の一次審査通過者（15名程度）に関する審査用書類を受領した後、すみやかにサポーター賞の候補者を選定する。

- 2 サポーターは、選定した候補者を様式3「CHIBA ビジコン 2024 サポーター賞審査結果報告書」により、実行委員会に報告をする。
- 3 各サポーターのサポーター賞受賞者は、第1項により選定された候補者から、実行委員会及びサポーターの協議を経て決定する。

(副賞の提供)

第10条 サポーターは前条の規定により受賞者を決定した後、すみやかに副賞を受賞者に提供するものとする。

- 2 サポーターは、受賞者に副賞を提供後、実行委員会に様式4「副賞提供報告書」を提出する。

(サポーターの責任)

第11条 サポーターは、副賞の内容に責任を負うものとする。

(副賞の返還)

第12条 納品された副賞は、返還しない。ただし、受賞の辞退等、サポーターの責めに帰すことのできない理由により、副賞が提供できなかったときはこの限りでない。

附 則

この要項は、令和6年6月26日から施行する。

別表

サポーター特典

- サポーター賞名の決定
- ちばビジコンのホームページ、ポスター、チラシ等広告物へのサポーター名の掲載
又はロゴの掲載
- ちば起業家応援事業の Facebook ページでのサポーターの紹介
- サポーター賞表彰式への出席
- ちば起業家大交流会でのブース出展